

放送大学学園における授業料その他の費用の免除及び徴収猶予に関する規程

平成 16 年 12 月 10 日
放送大学学園規程第 1 号
改正 平成 23 年 10 月 18 日
平成 26 年 3 月 4 日
平成 28 年 5 月 17 日
改正 平成 31 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則第 23 条及び放送大学学則第 5 1 条に定めるやむを得ない事情があると認める場合の授業料その他の費用の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるところによる。

(検定料の免除)

第 2 条 修士全科生又は博士全科生への入学を希望する者（以下「大学院入学希望者」という。）が次の各号の一に該当し、納付が著しく困難であると認められる場合には、検定料を免除することができる。

一 出願受付締切日以前 6 月以内において、大学院入学希望者又は学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。以下同じ。）による被害を受けた場合

二 その他本学園が相当と認める事由がある場合

2 検定料の免除の額は、検定料の全額（大学院入学希望者が居住する家屋が全壊、大規模半壊又はこれに相当する場合若しくは学資負担者が死亡した場合に限る。）又は半額（大学院入学希望者が居住する家屋が半壊又はこれに相当する場合に限る。）とする。

3 検定料の免除を受けようとする者は、本学園が定める期日までに申請書及び、次の各号の書類のうち必要なものを提出しなければならない。

一 法第 90 条の 2 第 1 項に定める市町村長が交付する罹災証明書

二 その他必要と認める書類

4 検定料の免除を受けた者で、その後免除の事由が消滅したと認められる場合又は申請について虚偽の事実が判明した場合には、免除を取り消すことができる。

(入学料の免除)

第 3 条 全科履修生、選科履修生、科目履修生、修士全科生、修士選科生、修士科目生又は博士全科生（以下「全科履修生等」という。）のいずれかとして入学する者（以下「全科履修生等入学者」という。）が、次の各号の一に該当し、納付が著しく困難であ

ると認められる場合には、入学料を免除することができる。

一 入学前6月以内において、全科履修生等入学者又は学資負担者が災害による被害を受けた場合

二 その他本学園が相当と認める事由がある場合

2 入学料の免除の額は、原則として入学料の全額（全科履修生等入学者が居住する家屋が全壊、大規模半壊又はこれに相当する場合若しくは学資負担者が死亡した場合に限る。）又は半額（全科履修生等入学者が居住する家屋が半壊又はこれに相当する場合に限る。）とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、入学料の免除の場合にこれを準用する。

（授業料等の免除）

第4条 全科履修生等（全科履修生等として入学する者を含む。）又は特別聴講学生として履修する者（以下単に「学生」という。）が、次の各号の一に該当し、納付が著しく困難であると認められる場合には、当該事由の発生した日の属する学期の次学期における授業料のほか、修士全科生若しくは博士全科生に係る研究指導料又は修士全科生に係る臨床心理実習費（以下「授業料等」という。）を免除することができる。

一 学生又は学資負担者が災害による被害を受けた場合

二 その他本学園が相当と認める事由がある場合

2 授業料等の免除の額は、原則として授業料等の全額（学生が居住する家屋が全壊、大規模半壊又はこれに相当する場合若しくは学資負担者が死亡した場合に限る。）又は半額（学生が居住する家屋が半壊又はこれに相当する場合に限る。）とする。

3 第2条第3項及び第4項の規定は、授業料等の免除の場合にこれを準用する。

（入学料、授業料及び研究指導料の徴収猶予）

第5条 学生が、次の各号の一に該当する場合には、全科履修生等にあっては入学料及び授業料、特別聴講学生にあっては授業料の徴収を猶予することができる。

一 連携協力校又は単位互換校が、当該校の学生生徒を集団で入学又は履修させる場合であって、本学の学生募集期間内に出願者を確定することができない場合

二 行政機関等が職員を研修等の目的で集団で入学させる場合であって、入学料及び授業料の徴収猶予について当該行政機関等との契約であらかじめ定めた場合

三 その他本学園が相当と認める事由がある場合

2 修士全科生（修士全科生として入学する者を含む。）又は博士全科生（博士全科生として入学する者を含む。）が、前項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、研究指導料の徴収を猶予することができる。

3 入学料及び授業料の徴収猶予の期間は、第1項第1号の場合にあっては6月、第2号及び第3号の場合にあっては1年を超えない範囲内とし、研究指導料の徴収猶予の期間は、1年を超えない範囲内とする。

附 則

この規程は、平成16年12月10日から施行する。

附 則（平成23年10月18日）

- 1 この規程は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）によって被害を受けた平成23年度第1学期に学籍を有する全科履修生又は修士全科生のうち、同年度第2学期においてその学籍を継続し、授業科目の登録を行うものに対する第4条第1項の規定の適用については、同項中「次学期」とあるのは、「次学期及びその次の学期」とする。

附 則（平成26年3月4日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月17日）

- 1 この規程は、平成28年5月17日から施行する。
- 2 平成28年熊本地震によって被害を受けた平成28年度第1学期に学籍を有する全科履修生のうち、放送大学学則第30条に定める資格取得等に資する科目の登録を行う者に対する第4条第1項の規定の適用については、同項中「の次学期」とあるのは、「における資格取得等に資する科目の授業料及びその次の学期」とする。

附 則（平成31年3月18日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。